

盛岡市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

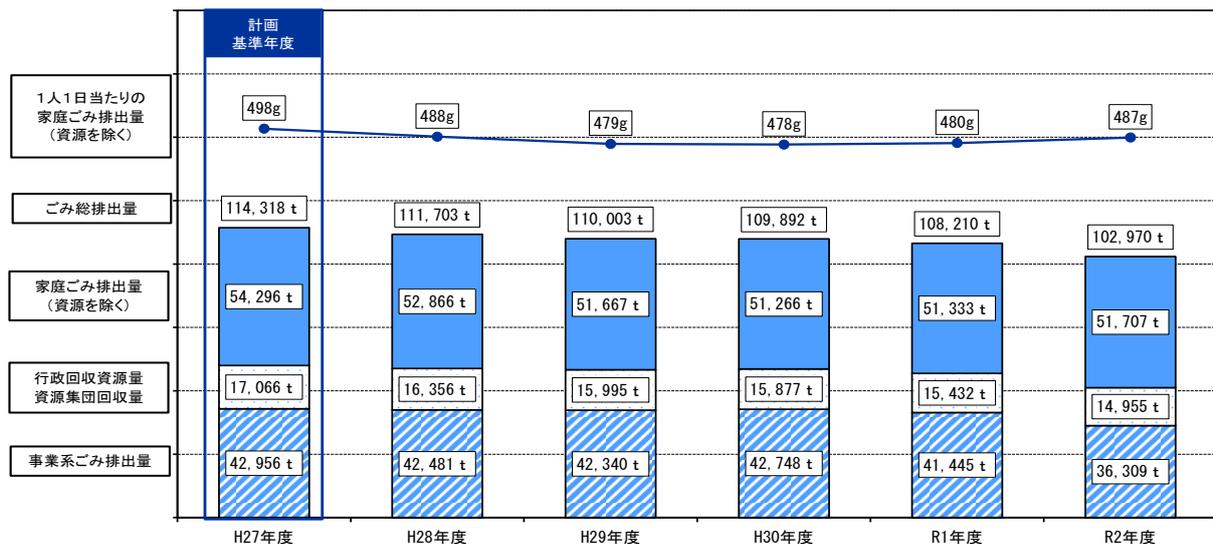
（平成29年度～令和8年度）

● 一般廃棄物処理基本計画の趣旨と位置付け（本編 P. 1, P. 2）

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされた規定に基づき、本市の一般廃棄物処理等に関するマスタープランとして策定するものです。

また、本計画は「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」により構成されています。

● ごみ排出量の現状（本編 P. 21～28）



● 中間目標年度までの評価（本編 P. 40～46）

○ 中間目標年度の目標達成状況

指標	目指す方向	H27 (基準年度)	R2実績 …①	R3 中間目標年度 …②	達成状況 (①-②)
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）	↘	498g	487g	473g	14g
事業系ごみ排出量	↘	42,956t	36,309t	40,898t	△4,589t

○ 指標の増減分析

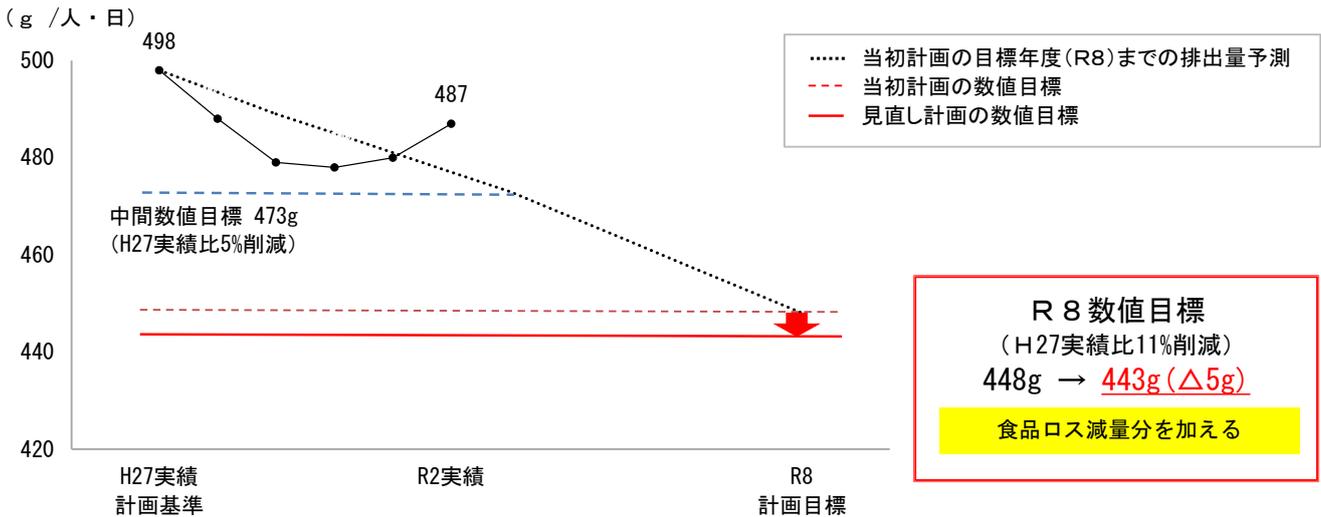
指標	増加要因	減少要因	今後の見込み
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による在宅時間の増加やテイクアウト等の新しい生活様式の浸透 特別定額給付金の交付による家財の買換え需要の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 分別方法や3Rの周知のための啓発教室の開催等の効果による、市民の分別に対する意識の向上及び市民による3R行動の実践 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の回復（在宅時間の減少） 3R行動の定着による家庭ごみ排出量の減少
事業系ごみ排出量		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による事業活動縮小 古紙の搬入規制の実施 事業者によるごみ減量の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の回復による事業系ごみ排出量の増加 減量施策の継続実施

● 数値目標 (本編 P. 53, P. 54)

(※ 平成27年度実績比)

1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (資源を除く)
 (当初) 約10%削減 (約50g)

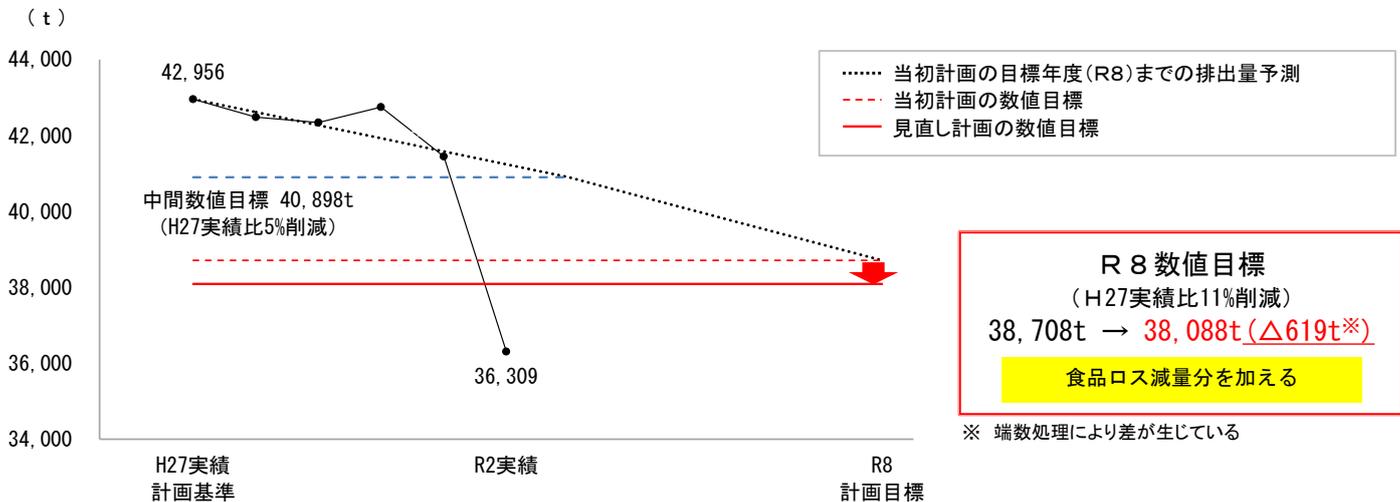
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (資源を除く)
新たな目標値 約11%削減 (約55g)
 ※食品ロス減量分 (約 5g) を加える



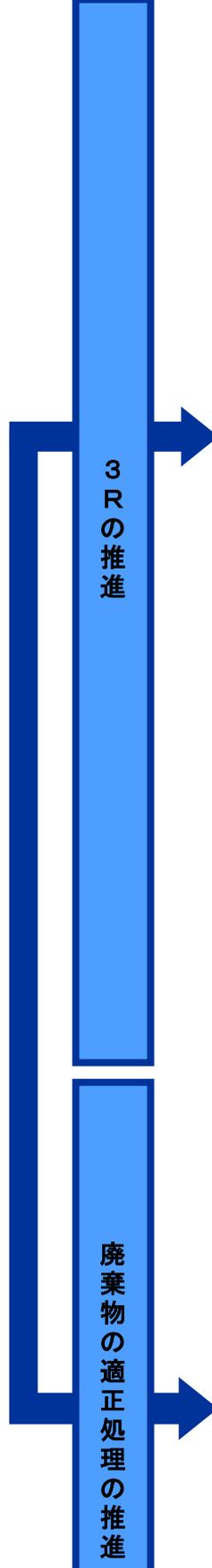
(※ 平成27年度実績比)

事業系ごみ排出量
 (当初) 約10%削減 (約 4,300t)

事業系ごみ排出量
新たな目標値 約11%削減 (約 4,900t)
 ※食品ロス減量分 (約 600t) を加える



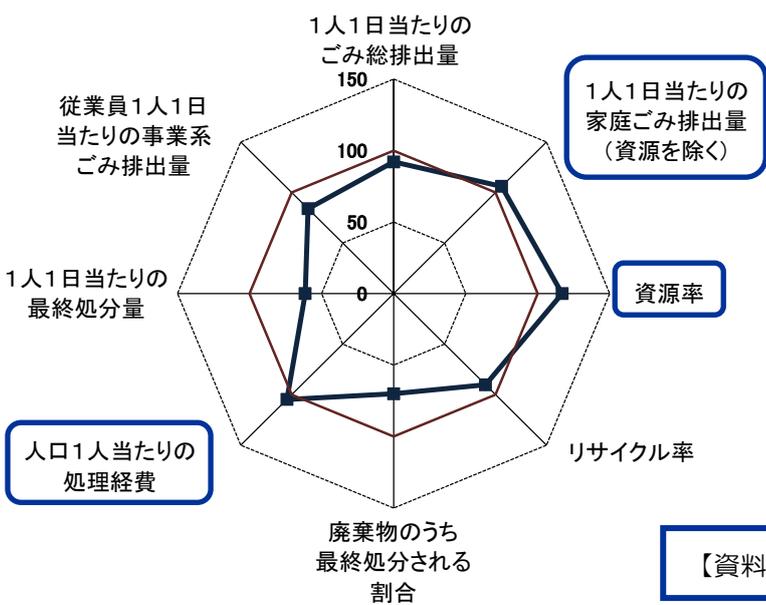
「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」



- 1 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくり**
- (1) 啓発活動・環境学習の充実
 - ① 訪問による啓発の実施
 - ② 教材やイベントを活用した環境学習の充実
 - (2) 各主体との連携によるごみの減量・資源化の推進
 - ① ごみ集積場所の管理者との連携による取組の推進
 - ② 事業者や市民団体との連携による取組の推進
 - ③ 事業者団体や収集・運搬業者との意見交換
 - ④ 国等の関係機関への働き掛け
- 2 ごみの減量・分別の徹底と資源化処理の推進**
- (1) ごみの減量・資源化の取組を促す体制づくり
 - ① ごみの減量・資源化の取組についての情報収集
 - ア 家庭ごみの地区別の排出状況に合わせた細やかな周知啓発
 - イ 事業系ごみの多量排出事業者の取組状況や収集・運搬許可業者の収集運搬状況に基づく周知啓発及び指導
 - ② 資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制
 - ③ 適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制
 - ④ 手数料の改定や指定袋・有料化の導入などの効果の検証及び検討
 - ⑤ 新たな資源化の検討
 - (2) 家庭ごみの減量・資源化
 - ① 市民への分かりやすい情報提供
 - ② 資源となるものの分別の徹底
 - ③ 生ごみの減量・資源化の促進
 - ④ 食品ロス削減に向けた取組の推進 【新規】
 - ⑤ プラスチックごみの削減に向けた取組の推進
 - (3) 事業系ごみの減量・資源化
 - ① 適正処理の徹底によるごみの減量・資源化の推進
 - ② 資源化可能な古紙の資源化の推進
 - ③ 生ごみの減量・資源化の促進
 - ④ 食品ロス削減に向けた取組の推進 【新規】
 - ⑤ プラスチックごみの削減に向けた取組の推進

- 3 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理の推進**
- (1) 収集運搬計画
 - ① 効率的かつ安全で確実な家庭ごみの収集運搬体制
 - ② 許可業者による適正な収集運搬のための指導
 - (2) 中間処理計画
 - ① 焼却処理施設の適正な維持管理と公害対策の継続
 - ② 資源化処理施設・粗大ごみ処理施設の整備計画の策定及び調査
 - ③ 一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理
 - ④ 許可業者による適正な処分のための指導
 - (3) 最終処分計画
 - ① 最終処分場の適正な維持管理と新たな施設等の検討
 - ② 一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理
 - (4) ごみ処理広域化基本構想を踏まえた施設整備の検討
 - (5) 災害廃棄物処理体制の強化
 - (6) 環境美化対策
 - ① 不法投棄対策のための監視体制の充実
 - ② ポイ捨て禁止の啓発の継続による環境美化の推進
 - (7) PDCAサイクルによる計画推進の体制及び市の率先行動

● 中核市の平均との比較 (本編 P. 34~37)



＜中核市 (全国 58 都市) の平均との比較＞
 本市は、他自治体と比べ「1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (資源を除く)」, 「資源率」, 「人口1人当たり処理経費」は優れていますが、その他の平均より劣っている項目の向上に向けて、分別の徹底や事業系ごみの減量につながる施策を重点的に取り組んでいく必要があります。

【図の見方】
 100が平均であり、100より外側は優れている、内側は劣っている評価となる。

【資料】 令和元年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果

● 今後の生活排水処理施策 (本編 P. 74)

＜基本理念＞ 快適で豊かな水環境の保全

- ＜基本方針1＞ 生活排水の適正処理の推進
- ＜基本方針2＞ 一部事務組合との連携体制の強化
- ＜基本方針3＞ 普及啓発の推進

● 生活排水処理状況 (本編 P. 76)

